

香川労働局発表

令和8年6月18日

公開頭撮り可

担

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 西田 文明

賃金室長補佐 高木 力

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

当

HP) <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者各位

第1回 香川地方最低賃金審議会の開催について

標記について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 開催日時 : 令和8年7月2日(木) 午後3時45分～
- 場所 : 高松サンポート合同庁舎北館702会議室  
(高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館7階)
- 議題  
  - 香川県最低賃金の改正諮問について
  - 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
  - 令和8年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
  - 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
  - その他
- 傍聴者 : 原則5名(ただし、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとしております)
- 傍聴申込要領  
  - 希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス及び所属を明記の上、電子メールにて下記までお申し込みください。また、写真撮影やビデオカメラ等を使用する場合は併せてその旨もお知らせください。事前申込みの方に限り頭撮りのみ写真撮影等ができます。
- その他  
  - 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
  - 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

お申し込み締切日は、令和8年6月26日(金)(必着)です。

香川労働局労働基準部賃金室宛先 : [chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp)

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は切るかマナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等機器の使用は御遠慮ください。  
(予め申し込まれた場合は会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影等を行うことができます。)
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。